

避難拠点とは

練馬区立の小・中学校です。

阪神・淡路大震災の被害や、避難の状況から、練馬区で独自に定めたものです。

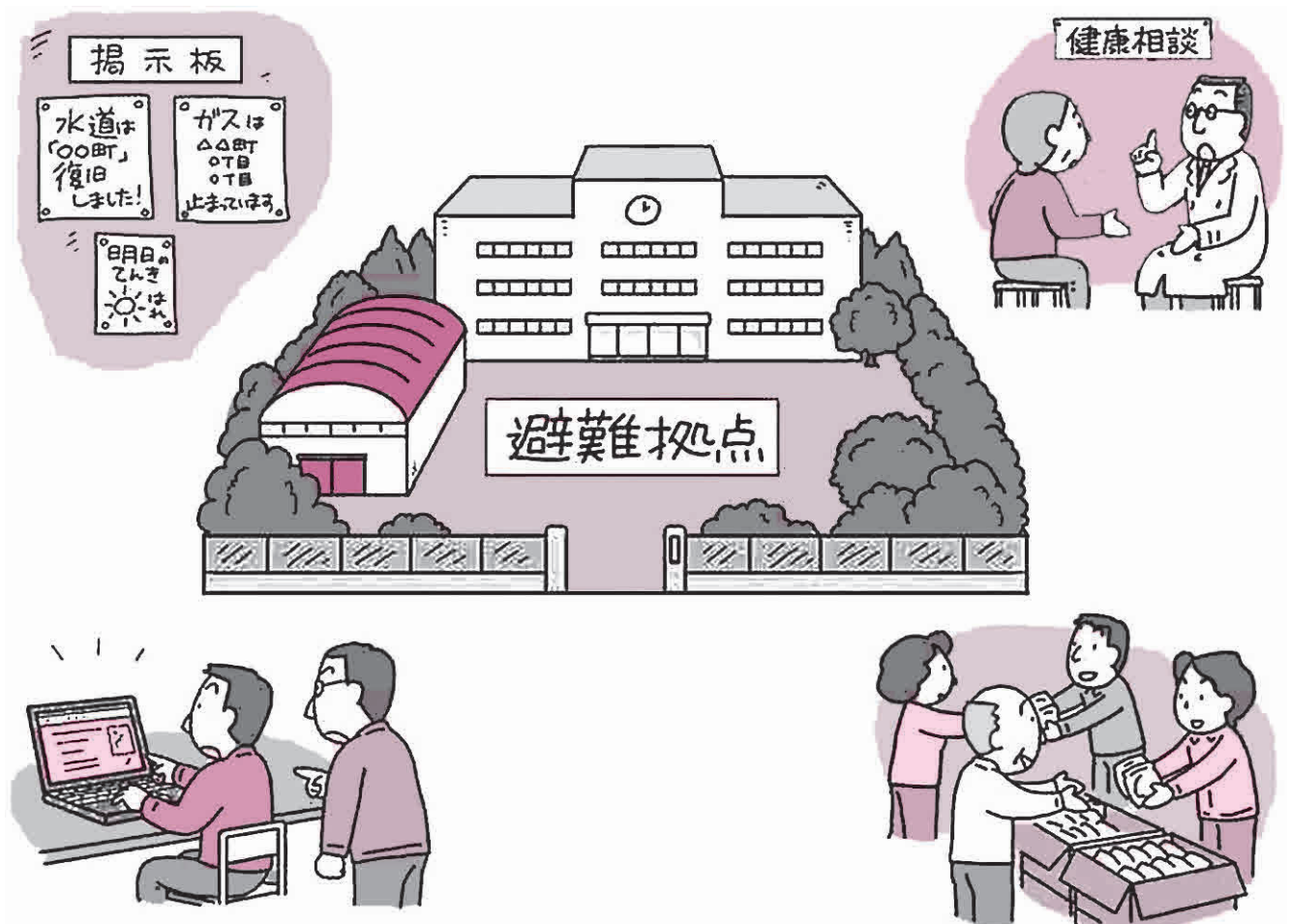
区立の小・中学校は、地域での災害時の活動拠点にもなることから、単に「避難所」や「避難場所」と呼ばずに「避難拠点」と名付けています。

避難所＋防災拠点＝避難拠点

避難拠点は、練馬区において震度5弱以上の地震が起きて、学校の建物が安全な場合に、「避難拠点要員」により開設され、「避難拠点運営連絡会」の協力を受けながら、避難者の受け入れや在宅避難者への支援を行います。

避難拠点の主な役割

- ① 水・食料の配給拠点となります
- ② 避難生活を支えます
- ③ 復旧・復興関連情報を提供します
- ④ 簡単な手当や健康相談を行います
- ⑤ 被災者のために相談所を開設します
- ⑥ 救助などの要請を行います



「避難拠点運営の手引」を 有効にお使いいただくために

この手引の目的と使い方

この手引の「Q&A」は、区が示す一例にすぎません。今後、それぞれの避難拠点の最適な「こたえ」を考えていただきたいのです。

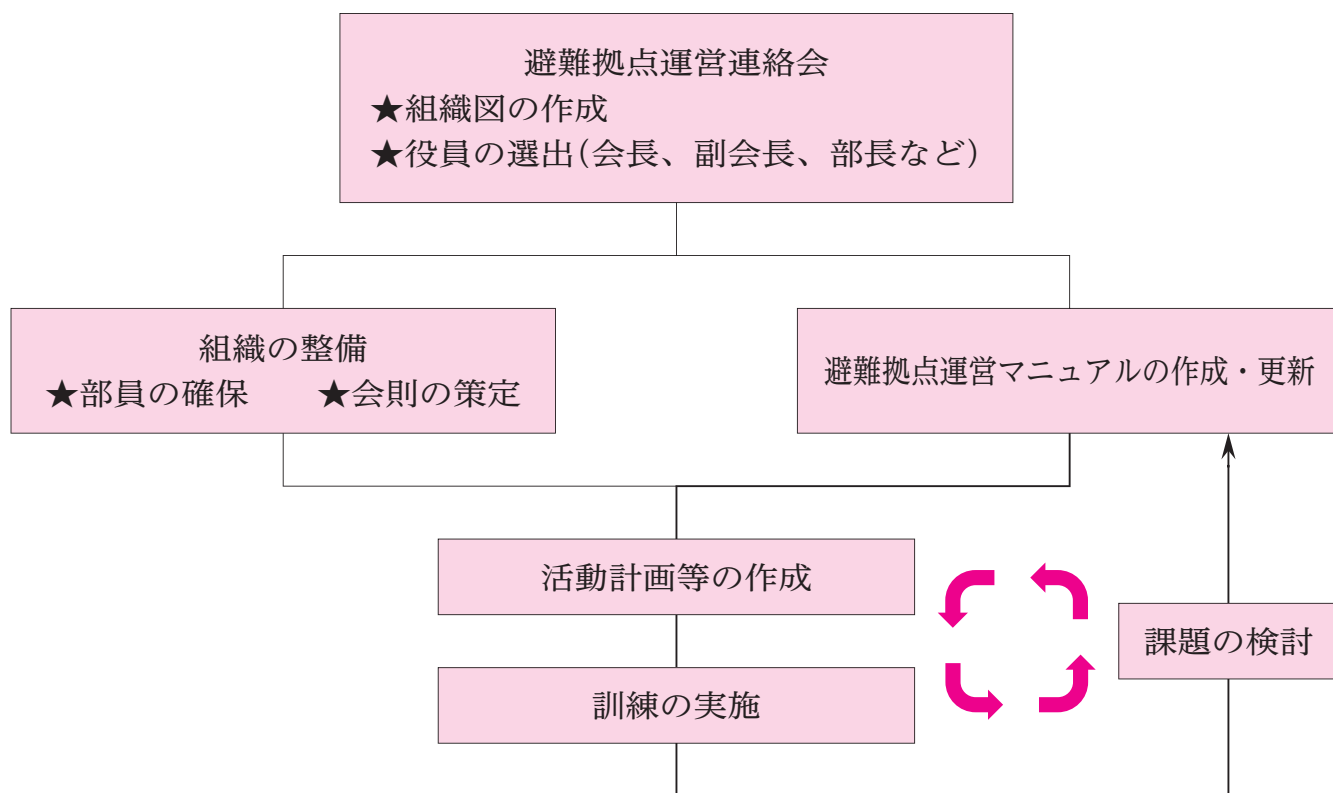
その意味で、この手引は、避難拠点運営連絡会等が災害時に活動するために必要なことを、事前に話し合っていたいただくための参考となるものです。

地域の特性や事情を十分に考慮して、地域の実態に即した避難拠点ごとのマニュアルを作り、更新をしていただければ幸いです。

避難拠点運営体制の充実に向けて

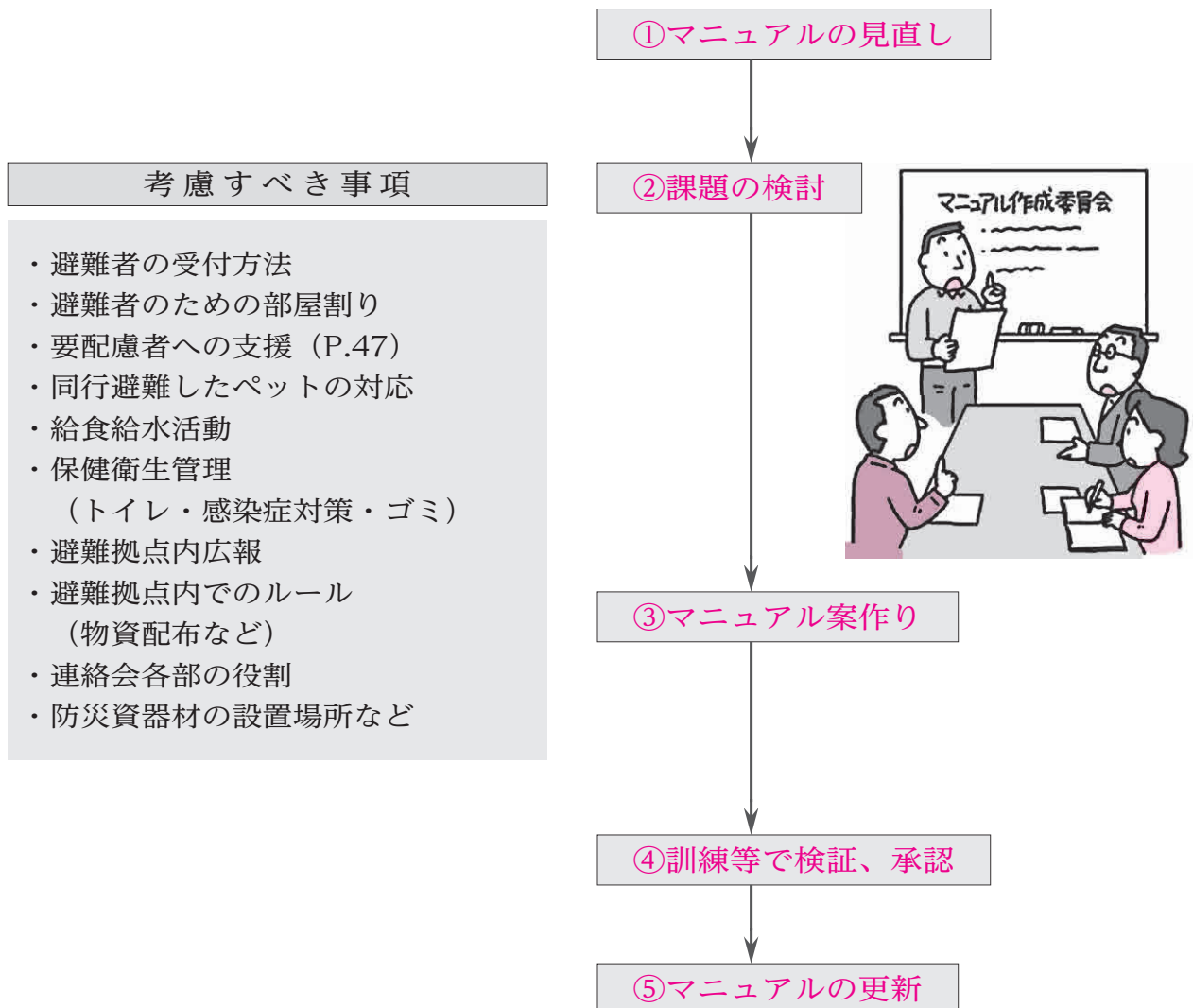
災害対策については、一般的に次のように充実を図っていきます。

過去に起きた災害における対応、訓練による検証などにより、対策の弱点を発見して、検討を加えて改善します。この繰り返しによって、対策を充実させることができます（下図をご覧ください）。



避難拠点ごとのマニュアル

避難拠点ごとに校舎の形状が違ったり、地域の特徴が異なります。避難拠点ごとに作成したマニュアルは随時更新します。



避難拠点運営に従事する方の補償について

平常時

避難拠点での訓練や会議に参加された方が、活動中に負傷した場合等には「防火防災訓練災害補償等共済制度」の規定に従って損賠補償を受けることができます。

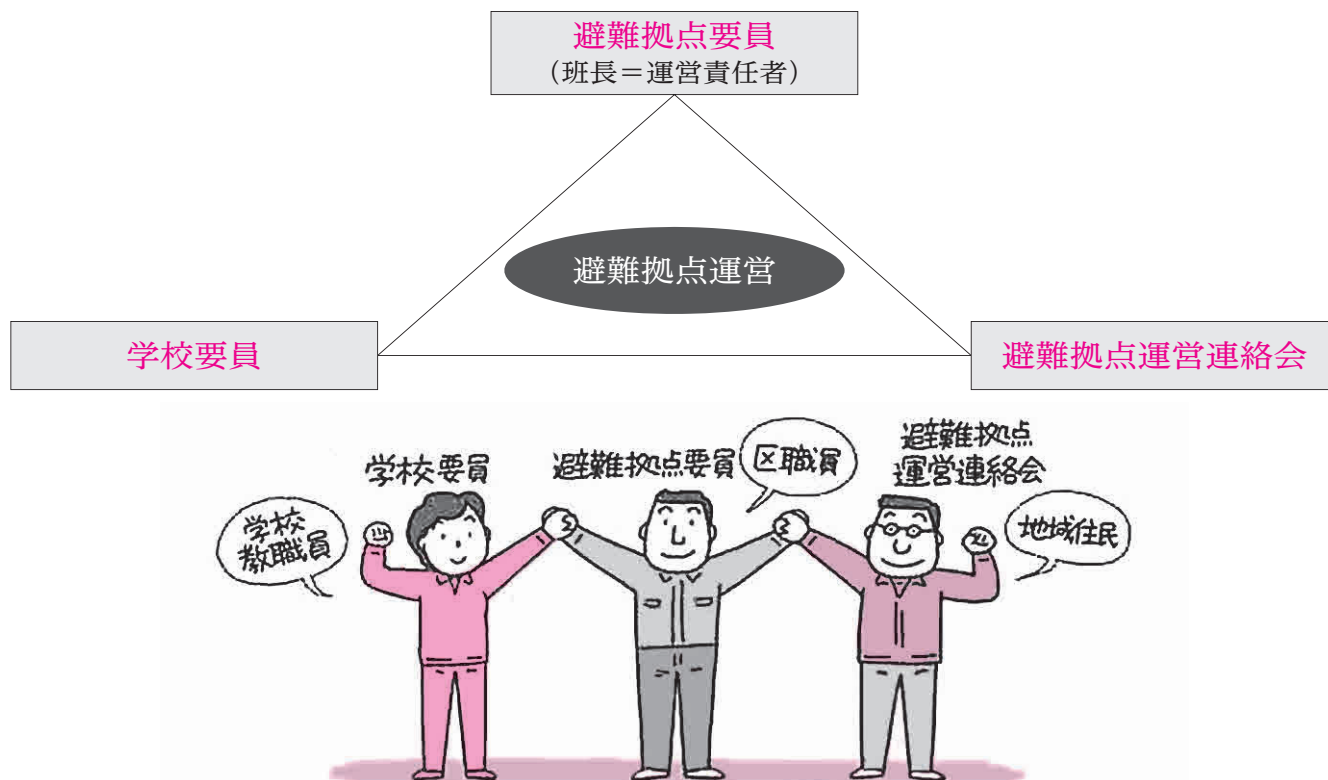
※区や消防署等に「防災訓練実施計画書（報告書）」の事前提出が必要です。

災害時

避難拠点運営に従事される方が、負傷・病気、それらが原因で亡くなった場合には、「災害応急措置業務従事者および水防従事者に対する損害補償に関する条例」の規定に従って損害補償を受けるか、または「災害救助法第12条」により、上記条例と同程度の扶助金を受けることができます。

避難拠点の運営は、だれが行いますか？

避難拠点の開設・運営については、避難拠点要員（区職員）と学校要員（学校教職員）が行うとともに、地域住民の方で構成される「避難拠点運営連絡会」に協力していただきます。避難拠点の運営は班長を責任者として、この三者で行います。



学校との関係は？

●学校長

平常時および災害時の学校施設管理者は学校長です。災害発生時の学校施設の利用については、日頃から十分に話し合っておく必要があります。

●学校教職員

災害時における教職員の第一義的な役割は、児童・生徒の安全確保、安否確認、教育活動の早期正常化です。しかしながら、発災初期の段階においては、区職員等による避難拠点对応が困難な場合も想定されるため、学校要員以外の教職員も施設の安全確認、避難者への対応等、一定の役割を果たすことが求められます。

曜日・時間帯を想定した避難拠点の開設

平日の日中は、避難拠点となる学校では授業が行われており、区職員はそれぞれの職場に勤務しています。休日や夜間は、学校に児童・生徒はおらず、区職員、学校教職員とも自宅にいます。

曜日や時間帯により、避難拠点の状況や参集できる時間が異なることから、開設について、十分に検討し準備しておく必要があります。